

ヨーロッパ主要国における 税務調査の傾向とその対応

～移転価格税制・PE認定課税・VAT・その他税制～

[附] COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要

監修：KPMG税理士法人 パートナー

Meijburg&Co. (KPMGオランダ) GJPシニアマネージャー

執筆：KPMGベルギーコーポレートタックス&移転価格・パートナー

河崎 元孝

宮本 健一

Dirk Van Stappen

KPMGベルギー GJPシニアマネージャー

木村 祐也

第7回 ベルギーにおける税務調査の現状と動向

概要

2018年以降、ベルギー税務当局（以下「BTA」）は、移転価格税制及び複雑な国際税務に関する問題（特に、租税回避防止指令（the Anti-Tax Avoidance Directive (ATAD)）の実施に起因する一般的否認規定、CFCルール等）に焦点を当て、多国籍企業の税務調査のレベルを引き上げることと決定した。その結果、移転価格調査において、BTAの調査担当部門および特別に編成された移転価格調査部門が関与することになった。また、大企業担当部門および及び特別調査部門（Bijzondere Belastinginspectie - BBI / Inspection Spéciale des Impôts - ISI）間の協力関係も強化されることとなり、税務調査体制の強化が図られている。

2019年におけるベルギーの財政および準財政収入の合計は204,625.3百万ユーロであり、これはGDPの43.2%に相当する。当該金額の2/3は、直接税及び間接税によるものである。

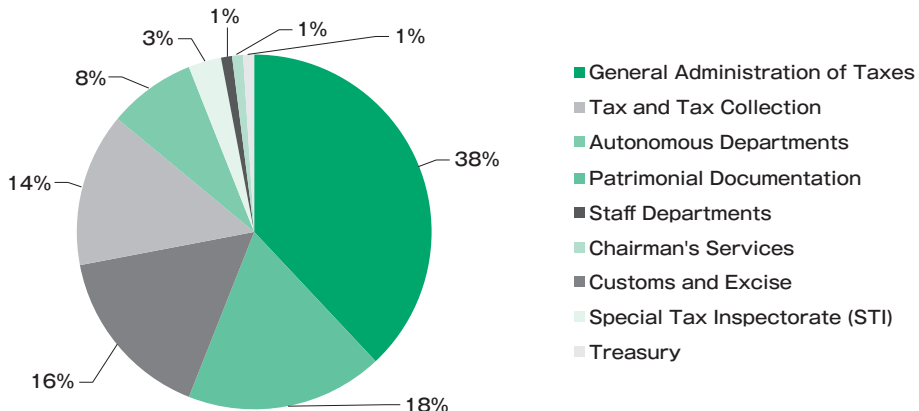
COVID-19の状況下において、BTAは、COVID-19による経済危機を踏まえた税制および移転価格関連の影響を検討する為、特別な検討部門を設置し、現在の経済状況から生じる変化について、積極的に検討している。今後、パンデミックからの景気回復を後押しするための税制措置は、税務に関する透明性を求める傾向が増している状況を鑑み、またBTAにおいて租税回避・脱税、および税制への不遵守に対する取り組みに注力している状況も踏まえた上で、検討、実施されることが予想される。

1 ベルギーの税務調査に関する税務総局の構造と活動内容

連邦公共サービス財務部門（The Federal Public Service: FPS Finance）は、21,000人を超える職員を擁するベルギー最大の連邦組織である¹。その中で税務総局は、当該組織全従業員の38%を占めている。

1. FPS Finance - About the FPS, Summary 2020-01-01: <https://www.jobfin.be/nl/werken-bij-ons/overfod-financien>. Accessed on December 15, 2020.

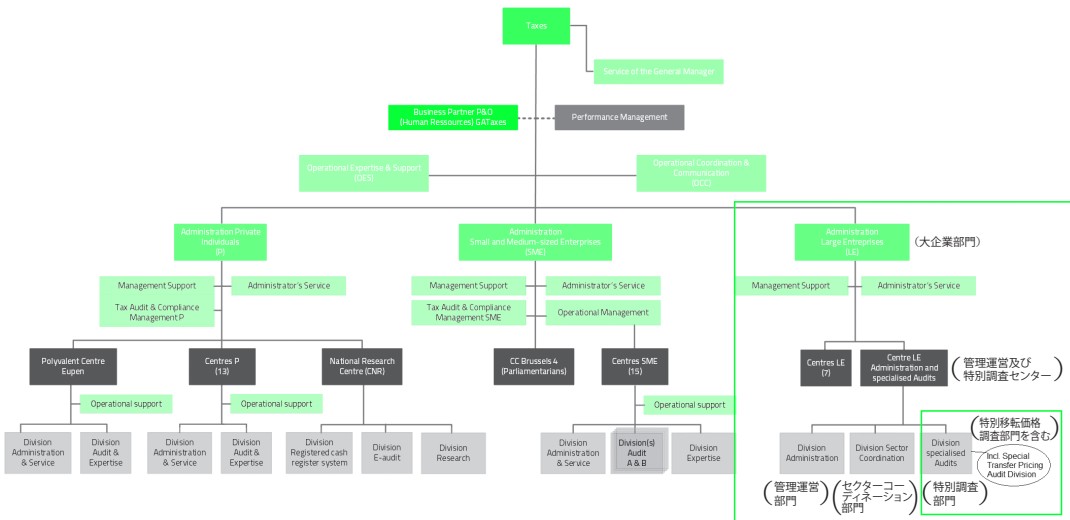
ベルギー連邦公共サービス財務部門の構成 (2020年1月)



税務総局はさらに、①個人部門、②中小企業 (SME) 部門、③大企業 (LE) 部門の3つの部門に分類される。税務総局の大企業 (LE) 部門が、多国籍大企業の移転価格、法人税 (CIT) 申告、付加価値税 (VAT) 申告、源泉徴収税 (WHT) を担当している。また、当該部門が、

多国籍大企業の各種税務申告 (移転価格文書を含む)、特別通知、税務ポジション分析、税務調査および税務紛争を担当している。なお、特別移転価格調査部門もこの大企業部門に含まれている。

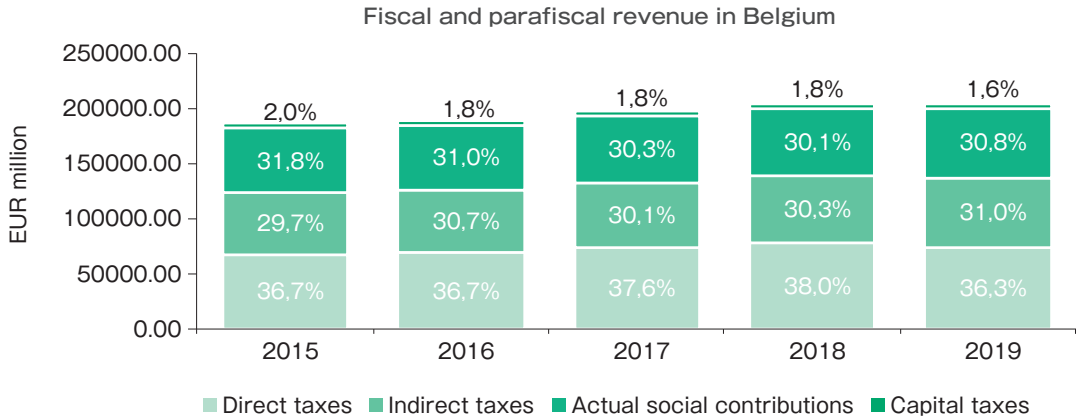
税務総局組織図 (ORGANIGRAM OF THE GENERAL ADMINISTRATION OF TAXES)



さらに、連邦公共サービス財務部門全職員の3%をも占め、極めて深刻かつ組織的な脱税への対処を担当する特別税務調査官 (STI) も当該部門に所属している。

2015年から2019年までのベルギー総税収と収入の種別 (直接税、間接税、社会保障料、資本税) は、以下の通りである。

解説



ベルギーのGDPと比較すると、対GDPの税収合計比率は、2018年の44.2%から2019年には43.2%に1.0ポイント減少した。2019年の財政および準財政収入の減少の原因は、主に2017年と2018年における、企業による予定納

税額の増加（予定納税額が不十分な場合に課されるペナルティについての増税策の導入に起因する）の反動が、2019年に納期限を迎えた確定法人税額の減少を引き起こしたことによるものである。

ベルギー財政および準財政収入					
年度	2015	2016	2017	2018	2019
EUR million	185,202,9	187,617,6	196,581,0	203,381,9	204,625,3
GDPの税収合計比率	44,4%	43,6%	44,0%	44,2%	43,2%

各種納税申告および移転価格文書の提出により、BTA側ではかなりの情報を納税者より提供を受けていることから、税務調査を容易に実施する環境となっている。従って、ベルギーにおいては、納税者が各種納税申告・移転価格文書を事前に徹底的にセルフアセスメントすることが重要となる。これは、BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画13号に従って、ベルギーが移転価格文書に関して、国別報告書及び通知提出義務要件に、マスターファイルとローカルファイルの年次報告が必須となった3層アプローチの採用後、実務上、特に重要なアクションとなった。

税務調査のプロセス効率化のため、BTAはソフトウェアとデータマイニングツールに多額の投資を行い、BEPS（税源浸食と利益移転）

リスクが高い納税者を調査対象として特定するようになった。また、提出された移転価格文書等を精査し、特定の潜在的リスクに対して効果的に税務調査を実施するための人員を補充している。その結果、税務総局の大企業部門における特別移転価格調査部門の移転価格調査官の数は、2016年の22人から2020年には40人を超える人員へ倍増している。

特別移転価格調査部門の専門家は、大企業部門との連携・協力を強化するために、大企業部門の調査チームのために移転価格税制のトレーニング体制を組成した。その結果、トレーニングの核となる拠点として移転価格センターが設立され、大企業部門から200人以上（うち100人以上が調査官）が充実した教育プログラムに従ってトレーニングを受けている。更に、大企

業部門に属する20チームに対して、移転価格税制及び国際税務に関する調査の対象となった多くの多国籍企業グループの担当が割り当てられた。これらの企業に対する調査の過程において、大企業部門のチームは特別移転価格調査部門の専門家によって支援を受けることが可能となり、税務総局の大企業部門各チームが、移転価格税制や国際税務に関する主要論点も考慮に入れたうえで、調査範囲を拡大する傾向がみられる。さらに、特別税務調査官は、特別移転価格調査部門との間で移転価格分野における協力と調整についての取決めを合意している。

2 税務調査プロセスおよび税務調査に係る時効

BTAが実施する税務調査は、通常、納税者との事前のやり取りや調査時の追加情報の提供を通じて進められる。場合によっては、当事者間で税務調査の実施に関して合意がない場合、仲裁または訴訟に進む可能性がある。

税務調査の対象とされる要因には、

- (i) 納税申告書の提出・納税の遅延、または修正が必要な誤謬の特定
- (ii) 収入の大幅な減少やコストの増加など、各申告書における収支面での一貫性の欠如または大幅な逸脱
- (iii) 特定業界におけるコストが異常に高いといった項目が考えられる。

移転価格調査は、ほとんどの場合、法人税等の税務調査とは別に実施されることになる。これは、通常の法人税の税務調査において、納税者の移転価格方針についてのやり取りがあったとしても、税務当局に当該方針が承認されたことを意味するものではなく、移転価格調査が法人税調査後に別途実施されることを意味する。特に、BTAにおける各税務調査チームの間でより大きな協力関係がある場合に、その傾向が強くみられる。税務調査のプロセスは、税務調査官から納税者にオランダ語またはフランス語

で送信される一般的な税務調査質問票（「VraagomInlichtingen」または「DemandedeRenseignements」）の送付および情報提供の期限が通知されることで開始する。提出期限は、通常、通知日より30日以内である。当該質問票を受け取った納税者は、BTAに対して税務調査にあたっての事前ミーティングを要求することが可能である。これにより、税務・移転価格調査官は、納税者の税務状況に関する、より詳細な情報を入手することが可能となる。税務調査にあたっての事前ミーティングを要求することは、納税者自身にとっても、調査官が主に懸念している領域や取引について確認することができるというメリットもある。

また、調査対象企業の担当者（財務の担当であるかに関わらず）に対してインタビューを実施する必要があると判断された場合、BTAより個別のミーティングを要求される。さらに特定の条件が満たされ、かつ正式な手順による場合は、特定の情報を検証するために、調査対象企業の電子メールの受信フォルダの開示を要求することも可能である。

納税者と税務調査官の間のやりとりは、税務調査官によって十分な見解が確立されるまで継続される。税務調査官は、時効前に税務調査を完了する必要がある。ベルギーにおける税務調査の時効は、事業年度の終了から3年間となる。ただし、詐欺等の作為的脱税が認められる場合、時効は7年となる。また、税務上の繰越欠損金が利用可能であり、納税者によって繰越欠損金を使用されている場合、特別な規則が適用される。税務上の繰越欠損金が利用可能な場合、BTAは、時効が到来する前の事業年度に生じた繰越欠損金であっても、これらの繰越欠損金の発生理由を検証することとなるため、納税者は、繰越欠損金が適切に生じたものであること等を文書を基に証明できるように準備する必要がある。また、2019年以降の税務調査対象年度（2018年1月1日以降開始事業年度）

解説

より、税務調査の結果、増差所得が発生した場合については、当該部分について繰越欠損金を使用して相殺することは認められず、当該増差所得に対して追徴税額を課すことになるため、注意する必要がある。なお、税務調査官は、税務調査期間中に、税務調査の対象外である進行中の事業年度について、将来の税務ポジションについて納税者と交渉し、合意を試みる場合もある。

現在のCOVID-19による影響が継続している状況においても、移転価格を含む税務調査は多くの場合、対面での接触を避ける形で実施されており、ベルギーでの税務調査が回避される状況にはなっていない。その為、納税者は通常通り、税務調査のプロセス全体を通じて必要なサポートを受け、納税者にかかる立証責任等の負担を回避するために、税務調査の初期段階から綿密に準備することが強く推奨される。

2018年1月1日から施行されたベルギー法人所得税改革では、表面法人税率の低減等、基本的に納税者に対して有利な変更点を中心ではあるが、繰越欠損金・イノベーション収入控除・資本みなし利息控除など従来から存在していた納税者に有利な税制に制限が設けられるといった変更も同時に行われたため、2018年1月1日以降に開始する事業年度に係る税務調査の結果、課税所得の修正が行われ、追徴税額が生じる場合、納税者にとって大きな資金流出となり得る。従って、この様な税制改正による影響が生じる期間における移転価格を含む税務上の論点に関するサポート資料を将来の税務調査のために適切に準備することが極めて重要となる。

潜在的な税務調査リスクを軽減するための戦略として、ベルギー各関連当局との間において、企業の関連当事者間取引に係る移転価格方針について片務的、または二国間（もしくは多国間）におけるルーリング／事前確認（Advance Pricing Agreement, 「APA」）を取得することが考えられる。ルーリング/APA

は、納税者に対して税務上の取扱いについて確実性を提供することとなり、ベルギーの管轄当局は、ルーリング/APAの取得を促進するために、企業との交渉や議論に対して前向きである、との見解を明示している。

3 各税目における税務調査の特色（移転価格、法人所得税、付加価値税）

3-1 移転価格

特別移転価格調査部門は、数百社程度の在ベルギー多国籍企業に対し、毎年年初に、標準的な移転価格質問票／情報要求を送付する傾向がある。質問内容としては、企業の事業活動の全体像、グループ間取引、機能、リスク、資産、および既存の移転価格ポリシー等に関する30を超える一般的な質問事項が含まれる。加えて、複数の特定の質問が、税務調査担当者にとって容易に入手可能な情報に基づいて追加される場合もある。特定の大規模多国籍企業については、個別の質問票／情報開示要求も使用されている。

通常、これらの質問票への回答は、受領後30日以内に提出する必要がある。応答が不完全または遅延すると、職権に基づく税務査定が実施される可能性がある。前述の通り、企業側からの要請に応じて、税務調査官との事前ミーティングを設定することも可能である。納税者が当該ミーティングの実施を選択する場合、質問票の受領後、10日以内に担当調査官へ通知する必要がある。移転価格調査は、多くの場合、BTAが移転価格文書（マスターファイル、ローカルファイル、または国別報告書）を活用したデータマイニングが起点になる。例えば、ローカルファイルにおいて、事業再編が実行されていることを開示している企業、または、過去に移転価格に関する検証を実施していない（OECD行動計画13号の要請に沿った形式にて文書化が行われていない）企業は、移転価格調

査の対象となりえる。さらに、ローカルファイルでは過去3年間の財務情報開示が義務付けられており、BTAは業績変動を容易に特定できるため、このような業績変動が大きな企業は移転価格調査の対象となる可能性が高まる。言うまでもなく、財務情報の年次間の著しい不一致や変化点も移転価格調査のトリガーになる可能性がある。その他、無形資産の譲渡、多額の利息支払、キャッシュプールのポジション、軽課税国に所在する法人との取引等も、移転価格調査のトリガーとなる可能性がある。各種内部取引、調達に関する取り決め、評価困難な無形資産に係る取引、キャプティブ（保険子会社）取引の取り決め等に関する移転価格文書の記載は、移転価格調査中に特に税務調査官の注意を引く可能性が高い。

また、移転価格文書化制度の導入により、今後数年間で相当数の多国籍企業に対して包括的な移転価格および国際税務、特に法人税租税回避防止指令（ATAD）に関する税務調査が実施されることが予測される。

近年、BTAは国際協力および多国間共同移転価格調査により関与するようになっている。特に、オランダとオーストリアの税務当局と定期的に連携している様である。さらに、欧州の他の国と同様に、BTAは、ベルギーの移転価格文書化の対象となるグループによって提出された国別報告書及び自動情報交換を通じて他国の税務当局から共有された情報の内容をより詳細に調査するため、国別報告書の精査を中心に移転価格調査を開始する可能性もある。

3-2 法人税

法人所得税の分野では、税務調査の大部分は概ね昔ながらの内容ではあるものの、近年ではBTAは特定の分野に焦点を当てる傾向がある。重点分野は、多くの場合、データマイニングによって特定される。これらの重点分野は、国際的、財政的、政治的、税法の状況に応じて絶え

ず変化している。特に注目されている分野の概要は以下の通りである。

税制上の優遇措置の適正な運用

ベルギー税法では、イノベーションからの収入に対する所得控除、試験研究活動（R&D）への投資および省エネ投資に係る控除、試験研究活動（R&D）を行う人員の特定の所得に対する源泉所得税の部分的免除など、多数の優遇措置を認めている。これらの税制上の優遇措置が適切に適用されているか否かは、頻繁にBTAによって確認されており、当該措置の適用要件についても、BTAによって頻繁かつ厳密に見直しが行われている。従って、これらの優遇措置の適用に際しては、当該優遇措置が適用可能か否か、適用可能な場合は、すべての適用要件が充足され、必要となる関連文書がサポート資料として適切かについて、詳細なレビューを適宜実施することが強く推奨される。

恒久的施設（PE）

OECD、BEPSおよび防止措置実施条約（MLI）は、恒久的施設（PE）の認識と利益配分を引き続き重要な論点として据えている。BTAは、PEの認識と利益配分を積極的に見直しており、PEに対する税務調査においては、通常、管轄区域内に物理的な施設があるかどうかを判定し、施設がある場合、その期間および管轄区域内で契約に基づく事業活動が行われているかに焦点を当てている。PEの認識および利益配分の両方について、納税者は、税務上の取り扱いを明確にするため（税法的な確実性を担保するため）に、BTAに対して公式に事前確認を要求することが可能である。

その他

近年、ベルギーの法人所得税担当部門は、引

解説

当金の損金性、外国支店の損失の利用、意図的な減資による支払利息控除額の増加、外国税額控除制度の適用、軽減課税国（タックスヘブン）に所在する法人への支払等の分野に対して焦点を当てている。これは、法人税率が、2018年度には33.99%であったものが徐々に低減され、2021年度からは25.00%まで引き下げられることが一因であると考えられている。

3-3 付加価値税

欧州委員会の2020年度の報告書によると、VATによる想定税収額と実税収額との差額（不正、VAT申告の誤り等によって生じる差異）、いわゆるVATギャップは依然として非常に大きいものの、全体的には減少傾向にある。それでもなお、ベルギーのVATギャップは約10%のぼり、金額的には36億ユーロに至る。その為、BTAがVATを正しく徴収するために、ベルギー税務総局が、VATに係る税務調査を非常に重要視していることは明らかである。

VATに係る税務調査の要因は明らかではないが、税務当局による自動比較分析の結果がトリガーとなっていることが想定される。具体的には、税務当局は、税務調査の対象となっている納税者のサプライヤーリストを作成し、リスト上に存在する供給品・サービスと課税対象者によって報告された購入品等との不整合を検知することでVATの税務調査対象を特定している。同様に、免税となる域内供給取引（Intra-community supplies）と課税対象となる域内取得取引（Intra-community acquisitions）の不一致も分析対象となるが、これはEC販売リスト及びEU加盟国間によって交換されたデータから抽出される。VATコンプライアンス手続きが電子的手続きにより実施されることが義務化され、これらの分析管理（データマイニング）は将来、さらに重要視される。

さらに、新規建設、課税対象取引の終了、多額のVAT控除額による還付請求などが、VAT

の税務調査のトリガーとなることもある。また、VATを所轄する当局により検知された疑わしい取引操作や、STIから取得した情報に基づいた不正の兆候などにより税務調査対象が絞り込まれ、実施される場合もある。

標準的な時効は、VAT課税年度の12月31日から3年間である。ただし、不正の意図がある場合、他のEU加盟国からの情報・証拠データまたは法的手続きにより、ベルギーで課税対象取引が申告されていない場合、誤って免除されている場合、または違法な控除が適用されていると認められる場合は、7年まで延長される。

VATに係る税務調査を開始するために、税務当局は納税者に対して税務調査を実施する旨、通知書を送付する。税務調査官は、VATの正確な徴収額を確認できるように、任意の者（納税者または第三者）に対して情報開示を要求することができる。VAT税務調査官はVATを適切に徴収するため、法律上、保管義務がある帳簿、口座、請求書（請求書コピーを含む）、およびその他の文書へのアクセスが許可されている。この情報開示への義務を履行するために、課税事業者は、紙面または電子的（電子保管が認められる特定の要件が充足されている場合）に関連書類を7年間保管する必要がある。

近年、ベルギーのVAT税務調査担当当局の焦点は、主に、VATの控除が制限される費用（社有車関連費用、レストラン・ケータリング費用、接待（リセプション）費用、IT機器の取得といった従業員に対する便益となる費用等）に係るInput VAT控除（いわゆる仕入税額控除）が正しく行われているかに集中している。さらに、事業資産の代替的使用に対するInput VATの調整（事業用資産の無償供与（寄付）、企業の所有者またはその従業員の私的目的での事業用資産の使用）、または課税対象者のVAT控除方法の変更（VATの課税対象外となるファイナンス事業または株式保有事業に対して適用されるVATの控除方法への変更等）も、税務当局にとって特に考慮すべき事項であ

る。

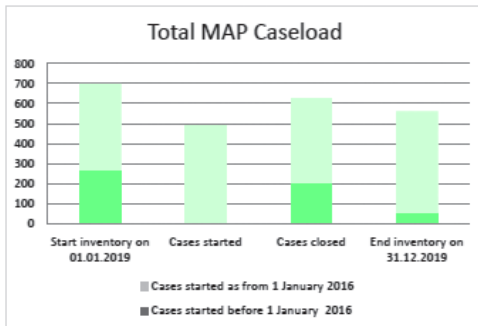
税務調査が終了し、VAT調査官がVATの取り扱いについて違反や誤謬を特定した場合、納税者に対して修正指示書を送付する。この通知においてVAT税務調査担当当局は、納税者の税務調査への協力姿勢、誠実な納税対応の意向に関係なく、それぞれのVATの誤処理に対して金額に応じた、または金額に応じることなくペナルティを科すことが可能である。従来はペナルティの適用にあたってかなり厳格な対応方針を適用していたが、2018年から、より柔軟な新しいペナルティ制度が導入された。この新しい制度に基づいて、特定の要件が累積的に満たされる場合、納税者はVATに対するペナルティの完全な免除を要求することが可能である。ただし、新制度は過去の制度と比較すると緩和を伴うものであるが、依然としてベルギーのVATに係るペナルティ規定は、他のEU加盟国のペナルティと比較すると相当厳格である。

4 ベルギーにおける相互協議手続 (MAP)、事前照会、および情報交換の状況

相互協議手続 (MAP) は通常、ベルギーが締結する租税条約の下でベルギーの適格居住者が適用可能であり、租税条約の特定条項およびEU仲裁条約を充足する選択肢がある。多国間で二重課税が発生した場合、ベルギーの居住者は、両国の管轄当局間との交渉を通じて、二重課税を排除することを目的とした相互協議手続に関する申請書を提出することが可能となる。

2019年12月31日の時点で、ベルギーにおいて合計563件の相互協議案件が進行中であり、51件の移転価格関連事案（国外関連者間での利益の配分方法等に関する案件）と442件のその他事案に関する協議が2019年から開始されている²。

Belgium



Cases started before 1 January 2016	2019 Start inventory	Cases started	Cases closed	2019 End inventory
Transfer pricing cases	20	0	13	7
Other cases	245	0	194	51

Cases started as from 1 January 2016	2019 Start inventory	Cases started	Cases closed	2019 End inventory
Transfer pricing cases	58	51	24	85
Other cases	377	442	399	420

ベルギーにおける事前照会制度については、2019年に新たに照会申請された案件数は合計1,216件（移転価格関連の59件を含む）であり、照会に関する税務当局との事前協議に係る

申請数は合計2,317件（移転価格に関する85件の事前提出を含む）である旨を、照会担当部門（the Belgian Ruling Commission）は開示している：³

2. OECD - MAP Statistics 2019, Belgium: <http://www.oecd.org/tax/dispute/2019-map-statistics-belgium.pdf>. Accessed on December 15, 2020.

3. Belgian Rulings Commission - Annual Report 2019: https://www.ruling.be/sites/default/files/content/download/files/jaarverslag_dvb_2019_nl_a4.pdf. Accessed on December 15, 2020.

解 説

申請された案件の概要：	事前照会申請		照会に係る事前協議申請	
	In	Out	In	Out
特許所得控除 (PID) / イノベーション 収入控除 (IID)	124	107	202	155
ロイヤルティ	171	180	347	271
プロフェッショナル費用	44	51	84	61
社会的利益、現物給付等による報酬	33	39	98	61
非居住者への所得税	16	14	32	23
付加価値税	80	78	286	204
最終課税所得	30	31	49	33
リストラクチャリング	135	142	235	195
ベルギー版ケイマン税制	2	2	16	6
雇用主による費用	220	231	242	269
債務免除	14	16	19	16
株式へのキャピタルゲイン	61	60	70	56
個人所得税	37	38	152	128
登記	16	16	70	47
源泉徴収税	71	74	112	75
法人格への所得税	16	17	35	18
ストックオプション	10	13	33	19
タックスシェルター	2	2	8	4
トン税	6	5	5	4
法人税	58	58	103	83
移転価格税制	59	61	85	86
用益権	7	10	27	21
その他	4	3	7	5
合計:	1.216	1.248	2.317	1.840

事前照会に関する回答については、欧州委員会による強制的情報交換の対象となり、対象となる取引に係る当事者が所在する各EU加盟国の税務当局間で共有される。このようなクロスボーダー取引に係る照会結果については中央預託機関に提出され、(i) 納税者とグループの識別 (ii) 照会/ APAの内容 (iii) 移転価格決定に使用される基準、及び (iv) 照会/ APAの内容により影響を受ける加盟国の特定等について報告がされる。

さらに情報交換に関しては、ベルギーは、2020年3月31日現在、国別報告書の交換に係る多国間管轄当局による協定 (the Multilateral Competent Authority Agreement on the Exchange of Country-by-Country Reports, 「CbCMCAA」)、二国間管轄当局による協定 (bilateral Competent Authority Agreement, 「CAA」) およびEU理事会指令 (2016/881 / EU) に基づき認められているものを含め、国別報告書の交換につ

いて67カ国との間で二国間での情報交換に合意している。また、ベルギーは、税務情報の自動交換を可能にする国際的な情報交換協定を通じて、機密性、一貫性、および適用要件を満たしている行政管轄区域と有効でかつ適格な権限を有する当局間協定を締結するための措置を講じている。加えて、ベルギーにおいては、税務行政への協力を求める指令（DAC6）のもと、BEPSおよび有害な税務慣行を促進する可能性のあるクロスボーダーのアレンジメントを特定することを目的とした義務の開示規則も存在する。

5 国際税務に関する議論、及び将来の税務調査におけるBTAの見解・対応

データマイニングは、既にBTAによって広範囲に適用されているが、引き続き、税務調査対象の特定と実際の調査手続きの実行をいかに自動化していくかに焦点を当てることが想定される。従って、納税者は、各種税務申告書および提出書類において自らがとった税務上のポジションを立証するために必要となる文書、資料を適切に準備することが不可欠となる。

納税者とBTAの積極的なコミュニケーションと協力関係の更なる発展も期待されている。2018年以降、Horizontal monitoringとして試験的なプロジェクトが開始され、一部の大企業とBTAが定期的にミーティングを持ち、税務上の論点・問題に関して積極的に対話を行っている。また、ベルギーが多国間におけるリスク評価と保証の促進を目的とした第2回国際コンプライアンス保証プログラム（ICAP）に参加していることも注目値する。

COVID-19の影響を考慮すると、BTAは2021年以降、納税者によるCOVID-19に対する救済措置の適用の可否、COVID-19の影響に対処するために行われた移転価格方針の変

更、企業再編の取り扱いの正否に着目し、税務調査を実施する可能性がある。

また、BTAは、税務実務におけるデジタル化及びデジタル課税など、国際課税に係る取り扱いを改革するためのOECD及び欧州レベルでの継続的な取り組みを支持し、これらの国際税務分野において将来の税務調査時に必要な対応が行われることも期待される。

6 COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要について

ベルギー政府は、COVID-19の影響による経済的な危機を乗り切ることができるように、以下のような様々な救済措置を導入した。

- 法人税、VAT申告期限及び納付期限の延長
- COVID-19の影響による経営悪化に基づく場合の延滞利子、ペナルティの免除
- 欠損金繰戻還付制度の導入
- 医療用物資等の寄付の損金算入（法人税法上）
- 一定の投資に係る費用控除率の引き上げ（中小企業対象）
- VAT早期還付メカニズムの導入
- COVID-19関連物資に係るVAT軽減税率の導入及び関税免除

上記の点に加えて、現在、法人が一定の要件を充足する場合、限度額内で準備金（Reconstruction reserve）を計上することにより、利益の一部を課税対象外とする仕組み（Reserve fund for equity reconstruction）を導入することも検討されている。これらの税務上の救済措置に係る適用要件は個別具体的に設けられているため、また、今後のCOVID-19の経済への影響の程度により、現在の救済措置が変更されることも想定されるため、これらの救済措置の適用にあたっては、事前に詳細を税務アドバイザーに確認すべき点に留意されたい。